

無料職業紹介事業取扱職種範囲等

~~有料職業紹介事業許可証再交付申請書~~
~~職業紹介事業変更届出書~~
~~職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書~~
~~有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書~~
~~特別の法人無料職業紹介事業変更届出書~~

無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・」、「・特別の法人無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「・第33条の3第2項において準用する」を抹消

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

①欄には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載

②申請・届出者 氏名 (ふりがな) しゃかいふくしほうじんかすみ
社会福祉法人カスミ
だいりょうじ とみぐちまさゆき
代表理事 富口 正之

②欄には、届出者の氏名(法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)を記載

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- 7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
- 8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号	05-ム-××××××	
④氏名又は名称 <small>(ふりがな)</small>	しゃかいふくしほうじんかすみ 社会福祉法人カスミ	④欄には、氏名(個人)又は名称(法人又は団体における名称)を記載
⑤所在地 <small>(ふりがな)</small>	〒 010-0000 電話 018(〇〇〇)××××	
	あきたけんあきたしなかもり 秋田県秋田市中町1丁目2番3号	
	⑤欄には、事業主の所在地(法人にあつては主たる事務所の所在地)を記載	
⑥事業所	<small>(ふりがな)</small> しゃかいふくしほうじんかすみ むりょうしよくぎょうしょうかいしょ 社会福祉法人カスミ 無料職業紹介所	⑥欄には、有料職業紹介事業所名、所在地を記載
	<small>(ふりがな)</small> あきたけんあきたしなかもり 秋田県秋田市下町10番×号	

⑦変更事項	取扱職種の範囲等 ※許可申請時は⑦⑧⑩の記載不要	
⑧変更前	職種：○○○	取扱職種の範囲等の変更については「取扱職種等の範囲等」の欄に変更後のものを記載することとし、変更前の取扱職種の範囲等を⑧変更前の欄にも記載
⑨変更後		
⑩取扱職種の範囲等	職種：××××× (原則は厚生労働省編職業分類の中分類) ⑩欄には、職業紹介事業を行う事業所ごとに取扱職種の範囲等の内容を記載記載し得ない場合は別紙に記載して添付すること。 (例) 職業：事務的職業、会社・団体の役員、飲食物調理の職業、林業の職業など (例) 地域：国内、大阪府、中部地方など (例) 賃金：時給1,000円以上の求人、月給30万円以上の求人など (例) その他：紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、障害者、合法的に在留する外国人、本校所定の課程を修了した者など	
⑪変更(廃止)年月日	令和○年△月×日	⑪欄には、変更した年月日を記載
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
⑬変更(廃止)理由 再交付理由		
⑭備考	企画係長 小山田 祐 018(○○○)××××× ⑭備考欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載	

以下、誓約文を確認のうえ、法人代表者及び法人役員並びに職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消
 また、法人代表者及び法人役員並びに職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分について抹消

届出者(法人にあっては役員を含む。)(届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。